# 平成22年度第2回千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会議事録

**1 日時**: 平成22年10月29日(金) 午後1時30分~午後2時20分

2 場所:千葉市教育委員会 教育委員会室

#### 3 出席者:

## (1)委員

長澤成次委員(会長)、内山英昭委員(副会長)、尾形雅之委員、岡村健司委員、中原秀登委員

## (2)事務局

(教育委員会事務局)

西田教育総務部長、宇留間生涯学習部長

(教育総務部総務課)

森島課長、南課長補佐、小柳総務係長、渡邊(実)主任主事、

渡邊(賢)主任主事

(生涯学習部生涯学習振興課)

柗戸課長、村松担当課長補佐、大久保主任主事

(生涯学習部社会体育課)

成毛課長、村杉課長補佐、齋木体育係長、市川主任主事

#### 4 議題:

- (1) 非公募施設に係る申請団体の事業計画等について
- (2) 今後の審議予定について
- (3) その他

## 5 議事の概要:

(1) 非公募施設に係る申請団体の事業計画等について

非公募施設に係る申請団体の事業計画等について事務局から説明があり、審議。大宮スポーツ広場、宮崎スポーツ広場ともに、事業計画書は管理運営の基準に適合しているものと判断した。なお、本委員会として、指定管理者は、管理運営の基準に定める運営業務の基本方針に従い、創意工夫により利用者満足の向上に努めていくよう求める旨の意見を出した。

(2) 今後の審議予定について

公募施設の現在の応募状況について事務局から説明があり、質疑応答を行った後、今後の審議予定について事務局から案の説明があり、審議。次回は平成22年11月26日午前10時00分から、次々回は平成22年12月24日午後1時30分から開催する旨を決定した。

(3) その他

議題(2)で、応募団体が1団体であった場合の提案内容の採点方法について委員から質問があったことを受け、「その他」において審議することになった件について、事務局から案の説明があり(①D評価になる項目の有無についてのみ審査する2段階評価による方法、②基準点を設定の上、複数の応募があった場合と同様に4段階評価を行う方法)、審議。応募団体が1団体であった場合にも4段階評価を行い、D評価がない場

合に、指定管理予定候補者として適正であると判断することとする旨を決定した。

### 6 発言等の要旨:

- (1) 「4 議題」の「(1) 非公募施設に係る申請団体の事業計画等について」において、 次のような質疑応答が行われた。
- ○委員 1、2点、説明をお願いします。基本的に、私は事務局の案に対して反対するという考えはありませんが、大宮スポーツ広場と宮崎スポーツ広場を比べてみると、事務局で説明があったような違いはあるのですが、予算配分が同額であるので、これは構わないのかというのが1点、予算の執行については、事業計画書は管理運営の基準に、形式的には適合しているので、問題はないと思います。次に、管理体制についてですが、管理運営委員会の役員が、大宮スポーツ広場については10人ですが、規模の小さい宮崎スポーツ広場については17人います。どのように管理運営をしていくかについては、ある程度指定管理者に任されているのでしょうが、指定管理者というのは、どのような業務、維持管理をするのか、その点について、もう少し具体的にご説明いただきたいと思います。
- ○会長 何か関連してご質問はありますか。
- ○委員 人件費の内訳、要するに誰に対するものか、それから勤務形態、どのような方が どれくらいの時間働くのか、その結び付けがわからない点と、収入あるいは経費の規模 が、今までの実績から比べて、ほぼ倍になっています。それがどのような理由によるも のか、教えてください。
- ○会長 いくつか質問が出てまいりました。大宮スポーツ広場と宮崎スポーツ広場の予算 配分の関係、それから、基本的に事業計画書は管理運営の基準が踏まえられているということですけれども、運営委員会の人数の違い、管理体制、業務内容との関係で人数の違いが何か関連しているのか、さらに、人件費の内訳、勤務形態、収入と経費の規模が変化している理由は何かあるのか、説明をお願いします。
- ○事務局 予算の配分、内訳は、指定管理者からの提案ということになります。今後5年間の予算について、このような金額で提案があったということです。指定管理者を導入する前に、管理委託業務という形で管理運営を委託してきたのですが、その当時から特に金額に変更がないということで、このような金額で指定管理者が提案してきたものと考えております。管理運営委員会の人数の関係ですが、地域による管理運営という面がありますので、地域の違いによるものだと思います。
- ○委員 管理運営委員会の人数に、何人から何人までという規定はないのですね。
- ○事務局 はい、規定はありません。指定管理者の業務内容といたしましては、主にテニスコートの予約があり、電話や現場での予約になりますので、それが一番の業務で、他には施設管理ということで、草刈などが業務になります。次に、人件費の内訳につきましては、大宮スポーツ広場がテニスコート1面、宮崎スポーツ広場がテニスコート2面ということがあり、このような人件費の内訳となっているものと考えられます。勤務形

態については、条例上は年末年始の6日間が休場日で、それ以外は基本的に午前9時から午後5時までの使用時間となっておりますので、勤務時間もこれと同様となっております。収入の規模の違いについては、従来、指定管理委託と使用料の収納事務委託の2件の契約をしていましたが、今回、事務の効率化を図るために、指定管理業務の中に使用料の収納事務を含めることとしたことから、金額が変わってきているというものです。

- ○委員 指定管理者の仕事を増やしたということですか。
- ○事務局 はい。
- ○委員 収納事務を増やしたということは、以前の収納事務はどうなっていたのですか。
- ○事務局 指定管理委託とは別に委託していたということです。契約が2件となっていた ものです。
- ○委員 人件費の内訳について、たとえば、大宮スポーツ広場では、人件費が各年度168万円という計画ですが、これと業務責任者、職務代理者、監査役などの役員との結びつきをお教えいただきたいです。人件費なので、この方々が実際に業務を行い、給料が支払われていると思うのですが、この方々の勤務形態、週何回で何時から何時まで勤務しているのか、そこを教えてください。
- ○事務局 スポーツ広場は、基本的には年末年始の6日間を除いてすべて使用日なので、 その分の午前9時から午後5時までの勤務です。雨が降っていても、管理事務所の中で 電話対応や予約受付がありますので、基本的にはほぼ毎日勤務しています。
- ○委員 勤務されているのは何人ですか。
- ○事務局 述べ1人です。
- ○委員 役員名簿がありますが、たとえば大宮スポーツ広場の場合、具体的に誰が168 万円の人件費を受け取っている形でしょうか。
- ○事務局 大宮スポーツ広場の場合、役員名簿の最後に記載されている管理人に支払われています。
- ○委員 この管理人の人件費ということで理解してよろしいのでしょうか。
- ○事務局 役員等には報酬は発生していません。管理用の人件費のみということで支払っています。
- ○委員 給与の支払者は誰になるのでしょうか。つまり、誰が支払者で源泉徴収などの手続きを行っていくのでしょうか。千葉市としては、その人たちと雇用関係はなく、一定の段階で人件費を委託料として支払っていて、その委託料の支払いをこのような形で処理をしているという理解でよろしいのでしょうか。

- ○事務局 はい。
- ○委員 実際には管理人が業務を行い、管理人に170万円近い人件費が支払われている ということですが、業務責任者と職務代理者はどのような業務を行っているのでしょう か。
- ○事務局 指定管理者として業務を委託する上での責任者として、会長が業務責任者となり、その代理執行者が職務代理者で、主に事務担当となりますが、この2人を直接の担当者として、事業計画に位置付けられていることになります。
- ○委員 人件費が168万円と出されていて、資料の「指定管理者運営状況確認表」の「IV 主要指標」によると、過去の人件費が80万円前後で、過去との比較では非常に増えており、2人分ぐらいになっています。
- ○会長 ほぼ倍に増えているというご指摘ですが、それは先ほど事務局の説明にありました、使用料の収納事務を増やしたことによるのでしょうか。
- ○事務局 「指定管理者運営状況確認表」に載っている84万円などの金額は、指定管理 委託料に含まれる人件費のみであり、それとは別に、指定管理者に対して、別途契約で 委託していた使用料の収納事務があって、これを今回指定管理業務に含めたため、その 中で発生する人件費が今回の経費に入りますので、そのような理由で、この金額よりも 大きくなったということです。
- ○委員 では、以前から1人にこの約170万円を支払っていたということですね。
- ○事務局 はい。
- ○委員 それ以外に、今の指定管理者と契約しているものはありませんか。
- ○事務局 ありません。2件だけです。
- ○会長 今までは質疑応答という形で、管理運営の基準と事業計画書の適合性について、 「もう少しこのようにしたらよいのではないか」というような意見ではなかったと思う ので、もしそのようなご意見、さらに改善すべき点などがあれば出していただいて、そ れを委員会の意見としていきたいと思います。
- ○委員 管理運営の基準の4ページ、「第2 施設運営業務」の1 (1)の運営業務の基本方針で、創意工夫やノウハウを積極的に活用して、いいものにしなさいという趣旨の記述がありますよね。それに対して、将来計画5年間を見ますと、各年度の経費に全く同じ数字を書いてきていますよね。特別な何かを行わないというのは特段問題がないからということだと思いますが、何かこの施設をもっといいものにする、というようなことは求められていないということでしょうか。

- ○会長 管理運営の基準の施設運営業務のところで、指定管理者は創意工夫やノウハウを 積極的に活用し、合理的かつ効率的に業務を実施するなどの記述がありますが、支出が 5年間均等な金額になっていて、何か創意工夫とか、効率的に業務を進めていくという ことが、額に反映されていないのではないか、結局毎年同じようなことをやっていくの ではないかと、額を見る限りでは見えてしまうというご指摘だったと思いますが、基本 的に指定期間が5年間という場合は、指定管理料は均等割せざるを得ないというような 事情があるのでしょうか。
- ○事務局 指定管理委託料については、市の予算編成との関係があります。創意工夫という面では、施設自体、テニスコートが中心なのですが、非常に老朽化しているというので修理してほしいというような要望が、各年度で利用者から細かく上がってきますので、各年度の予算の範囲内で利用者等の意見を上手に吸収しながら、適正な運営をするよう求めることはできます。他の施設のように自主事業があるわけではなく、基本的に維持管理とテニスコートの利用調整ということが中心ですので、なかなか創意工夫が表に見えづらい点はあると思います。
- ○会長 ただ、今の意見は大事なことだと思いますので、委員会でこのような意見が出た ということについては、記録していただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

## (各委員、他に意見なし)

○会長 それでは、指定管理者の事業計画については、今の意見を本委員会の意見とする ということでよろしいでしょうか。

### (各委員、同意)

- ○会長 それでは、異議がございませんので、今の意見を本委員会の意見としたいと思います。事務局には、特にこの運営業務の基本方針というところで、本委員会の意見をできる限り反映していただくことを期待したいと思います。
- (2) 「4 議題」の「(2) 今後の審議予定について」において、次のような質疑応答が行われた。
- ○委員 もし、申請期間内に1団体も応募がなかった場合にはどうなるのでしょうか。
- ○委員 再公募という形になるのでしょうか。
- ○事務局 条例上、再公募は要しないものとされておりますので、非公募により、適切な 団体と交渉し、指定することになります。
- ○委員 説明会のときには、多くの団体が参加したと思いますが、あまりにも、提出書類 が複雑なのではないでしょうか。複雑な書類を見て、意欲をなくしてしまうところもあるのではないでしょうか。

- ○委員 第1回の委員会で提出書類の簡素化もさせていただいたわけですが、委員が指摘 する点もあるのでしょうね。
- ○事務局 応募団体が少ないという問題は、大変重要な問題だと認識しております。もし、 公募の仕方に何らかの問題があって、新規参入の応募が少なく、既存の指定管理者が有 利になってしまうということであれば、それは問題だと思います。この点については、 全庁的に考えていかなければならないと思います。
- ○委員 一所懸命に書類を書いて、公共事業ということで売上も市に返還しなければならないとなれば、それなら面倒臭いなどと思うのではないでしょうか。あまり条件を厳しくするのもいかがなものかと思いました。これは指定管理者の候補を出さなければならないのですよね。市では管理は行わないのですよね。
- ○事務局 条例上そのように規定されております。
- ○委員 生涯学習センターの応募団体は、1団体だけということですよね。これは、提案 を比べることがないわけですが、我々はどのように評価していけばよいのでしょうか。
- ○会長 採点方法については、審査基準に関わる議論になるものですので、この点については非公開にしなければなりません。非常に大事な問題ですので、「その他」において、改めてどのようにするか、ご意見を伺って決めていきたいと思います。そのような形でよろしいでしょうか。

#### (各委員、同意)

- (3) 「4 議題」の「(3) その他」において、次のような質疑応答が行われた。
- ○委員 私の個人的意見ですが、事務局から示された案では、4段階評価をする案のほうがよろしいのではないかと思います。理由としては、D評価になるかを評価するのであれば、A、B、C、D評価をするのと大差ありませんし、今回、初めて我々が評価の項目に関わりましたので、試行的に4段階評価をしたいという考えもあります。
- ○委員 応募があった1団体というのは、現在の指定管理者ですか。
- ○事務局 基本的には、そうです。
- ○委員 D評価ではなくても、改善の必要がある可能性があるので、選定評価委員会の責任として、すべて評価すべきであると思います。
- ○委員 賛成です。単に有効な応募として受理していますということを判断するのであれば、Dではないという評価のみでいいでしょうが、適切という積極的な評価を下すのである以上、こちらとしてもすべての項目を4段階で評価したいと思います。

7社説明会に来て、なぜ1社しか応募がないのでしょうか。

- ○委員 やはり書類を書くのが大変なのではないでしょうか。
- ○委員 募集要項等に対する質問は、どのようなものがあったのでしょうか。
- ○事務局 主に現在の指定管理者が、実際にどのような雇用形態をとっているか、どのように管理をしているのかという質問がありました。
- ○委員 説明会に出席した7社のリストはあるのでしょうか。
- ○事務局 あります。
- ○委員 何か傾向のようなものはありますか。
- ○事務局 大きく傾向としては2つ、ビルのメンテナンス系の団体とイベント系、カルチャーセンター的な団体に分かれます。
- ○委員 実際、ビルメンテナンス系は、随分と公の施設の指定管理者に応募しているので、 ノウハウを持っているということなのでしょう。
- ○委員 どうしても指定管理者を選ばなければならないのであれば、1団体でも十分に評価をしなければならないですよね。
- ○会長 では、みなさんの意見が一致しましたので、A、B、C、Dの4段階評価をする ということで進めていきたいと思います。
- ○事務局 4段階評価をする場合には、基準点を設定する必要があります。
- ○会長 基準点については、Dがあるということはふさわしくないということですので、 Dがないこと、C以上であることが基準ということでよいのではないかと思います。あ る委員がDという評価をした項目については相当議論しなければならないということに なります。Dがなければよいのですが、それだけでなく、A、B、Cと各項目について 評価をするということですよね。
- ○委員 各委員が評価を行って、たとえばCなのかDなのか、わからないところも出てくるのではないでしょうか。
- ○会長 そのようなときは、そのままこの委員会に出席して、委員間で議論して決定することもあると思います。それぞれ、各委員が評価したものは、事務局で表にしていただきます。その中で迷われることもあって、ある委員の評価が「C or D」という形で上がってくる可能性もありますよね。そのようなときにはここで議論するという形でよろしいでしょうか。

# (各委員、同意)

問い合わせ先 千葉市教育委員会事務局教育総務部総務課

TEL 043 (245) 5906

FAX 043 (245) 5990

以上を議事録として承認し、署名する。

平成 年 月 日

千葉市教育委員会指定管理者選定評価委員会会長